

7. 防災のまちづくり方針

市民が安心、安全に暮らせるよう、防災機能の充実や強化、風水害や地震、火災等に対する安全性の向上、防災体制の強化など、災害に強いまちづくりをめざします。

(1) 防災機能の強化

都市計画道路等の幹線道路の整備により、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等、防災機能向上を図ります。

市街地の住宅密集地では、狭あい道路や行き止まり道路の解消を図り、緊急車輛の円滑な通行や避難ルートとなる生活道路の整備を推進します。

冬期間の除雪対策など、十分な幅員を有する道路網により、自動車や歩行者の安全空間の確保に努めます。

防風林等の保全地区や都市公園の緑地、空地の適正な維持管理により、防災機能を有するオープンスペースの確保に努めます。

電気、ガス、上下水道等、ライフライン施設の機能を確保できるシステムづくりをめざし、関連施設の耐震性や代替性の確保に努めます。

(2) 建築物の耐震化・不燃化

多数の市民が利用する施設や学校、医療機関等の公共公益施設の耐震診断、改修を計画的に進め、耐震化を図ります。

住宅をはじめ、老朽化している建築物や新耐震基準^(※1)を満たしていない建築物は、耐震化や不燃化を推進します。

(3) 自然災害対策

風害や火災の延焼を防ぐための役割を担う防風林の保全に努めます。

各河川の治水対策を推進するとともに、雨水排水施設の計画的な整備に努めます。

(※1) 新耐震基準…昭和56年 建築基準法改正による新耐震基準

(4) 防災体制の強化

地域防災計画の活用や防災資機材の計画的な整備を進めながら、消防、警察、医療等、関係機関との連携体制の強化を図ります。

地震や洪水等の広域的な災害は、周辺市町村と連携しながら、広域防災体制の形成を図ります。

防災訓練や防災マップの活用により市民の防災意識を高め、防災情報ネットワークの形成により、自主防災体制の強化を図ります。